

今後の養護老人ホームひさご荘の運営について

(令和7年11月27日正副管理者会議における決定事項)

令和7年11月27日(木)東彼地区保健福祉組合正副管理者会議において、養護老人ホームひさご荘のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)からサウンディング型市場調査の実施結果及び委員会最終報告について報告を受け、これらの報告を踏まえて正副管理者(3町長)において協議した結果、今後の養護老人ホームひさご荘(以下「ひさご荘」という。)の運営について、下記のとおり方針を決定した。

記

- 1 現行の直営(公設公営)による運営を見直し、養護老人ホームとしての運営を継続することを前提としたひさご荘の民間譲渡(民営化)を行う。
- 2 ひさご荘の譲渡先運営事業者は、公募により選定する。その場合の主な条件等は次のとおりとする。
 - (1) 民間譲渡を行った施設の運営開始(民営化)の期日は、令和9年4月1日とする。
 - (2) ひさご荘の建物については、無償譲渡とし、土地については有償貸付けとする。
 - (3) ひさご荘の民営化後の運営は、当該建物の譲渡及び土地の貸付けを受けた運営事業者自らが行うこと。
 - (4) ひさご荘の譲渡等を受けた運営事業者(以下「運営事業者」という。)は、譲渡又は貸付けを受けた日から、少なくとも10年間は、養護老人ホームとして施設の運営を行わなければならない。施設の入所者の定員は、現行のとおりとする。
 - (5) 現在の入所者について、運営事業者は、入所者本人(家族等を含む。)が引き続き民営化後の入所を希望する場合は、その希望に応じること。
 - (6) 現在行っている入所者へのサービス等(活動・行事を含む。)について、運営事業者は、民営化後も可能な限り継続するよう努めることと

し、やむをえず変更又は廃止する場合は、一定の移行期間を設けるなど、入所者（家族を含む。）の心情等に配慮すること。

- (7) 運営事業者は、構成町（東彼杵町、川棚町及び波佐見町をいう。以下同じ。）からの措置入所者を優先的に受け入れること。
- (8) 運営事業者は、構成町からの緊急的な短期入所や虐待等の対応のための入所など、困難事例の入所要請に可能な限り対応すること。
- (9) 現在勤務している職員が、民営化後も引き続き就労することを希望する場合は、可能な限り運営事業者において引き続き雇用するよう努めること。
- (10) 入所者に対して、当面の間、法令等で定める負担及び食費等に係る実費負担以外の負担は徴しないこと。
- (11) 運営事業者は、入所者との話合いの場を設け、意見や要望について、対応できる事案は対応すること。
- (12) 運営事業者は、地元自治会及び地域住民との友好的な関係構築を図り、地域活動に協力するなど地域に根差した施設づくりに努めること。

3 付帯事項

ひさご荘の正規職員については、民間譲渡（民営化）が行われた場合、地方公務員としての（ひさご荘職員の）職を喪失することになるものであるが、当該職員が本人の意に反して地方公務員としての身分を失うことが無いよう配慮し、東彼地区保健福祉組合のみならず構成町も協力するものとする。

令和7年11月27日

東彼地区保健福祉組合 管理者 波戸 勇則

副管理者 岡田 伊一郎

副管理者 前川 芳徳